

○岡山市営納骨堂条例

平成24年3月26日

市条例第12号

(設置)

第1条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)による納骨堂として、本市に岡山市営納骨堂(以下「納骨堂」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
岡山市灘崎納骨堂	岡山市南区北七区61番地8
岡山市金岡納骨堂	岡山市東区金岡西町633番地

(使用の許可)

第2条 納骨堂を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 納骨堂を使用することができる者は、申請時に本市若しくは本市の隣接市町に住所を有する者又は本市に本籍地を有する者とする。

3 市長は、第1項の許可について納骨堂の管理のために必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用料)

第3条 前条第1項の許可を受けた者(以下この条において「許可を受けた者」という。)は、使用許可と同時に次に掲げる使用料を納付しなければならない。

(1) 岡山市灘崎納骨堂

ア 許可を受けた者が本市に住所を有する場合 納骨室1室につき200,000円

イ 許可を受けた者が本市に住所を有しない場合 納骨室1室につき300,000円

(2) 岡山市金岡納骨堂 焼骨1人分につき300円

2 市長は、許可を受けた者であって、前項の使用料を納付した者(以下「使用者」という。)に対し、規則で定めるところにより使用許可証を交付する。

3 既納の使用料は、還付しない。

(管理料)

第4条 使用者は、次に掲げる管理料を納付しなければならない。

(1) 岡山市灘崎納骨堂 納骨室1室につき 1年度2,050円

(2) 岡山市金岡納骨堂 納骨堂から焼骨を持ち出す場合 焼骨1人分につき300円

2 前項第1号の管理料は、5年度分を前納しなければならない。この場合における年度の算定は、市長が許可決定を行った日の属する年度から起算するものとする。

(使用料等の減免)

第5条 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、使用料又は管理料の全部又は一部を免除することができる。

(目的外の使用の禁止)

第6条 使用者は、焼骨その他これに類するもの(以下「焼骨等」という。)及び礼拝のための用具を収蔵する施設として供する目的以外に使用してはならない。

(使用権)

第7条 使用者は、納骨堂を使用する権利(以下「使用権」という。)を、他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 使用者との続柄が戸籍により確認できる者(以下「使用者の親族」という。)は、市長の許可を得て使用者の使用権を承継することができる。

(焼骨等の収蔵)

第8条 使用者は、納骨堂に焼骨等を収蔵しようとするときは、市長に届け出なければならない。

2 収蔵することができる焼骨等は、使用者の親族のものに限る。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、使用者の縁故者の焼骨等を収蔵することができる。

(住所等の変更)

第9条 使用者は、住所又は氏名を変更したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(納骨室の返還)

第10条 使用者は、納骨室を使用する必要がなくなったときは、直ちに市長に届け出て、これを原状に復し、返還しなければならない。

(禁止行為)

第11条 何人も、納骨堂内においては、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 納骨堂の施設又は設備をき損し、汚損し、又は滅失する行為
- (2) はり紙若しくは立札をし、又は広告及びこれらに類するものを表示する行為
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
- (4) その他納骨堂の管理上支障があると認められる行為

(使用許可の取消し)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は納骨堂の管理上やむを得ない事態が発生したときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 法若しくはこの条例の規定又は使用許可条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受け、又は使用料若しくは管理料の徴収を免れたとき。
 - (3) 管理料を5年間以上にわたって納付しないとき。(岡山市灘崎納骨堂に限る。)
- 2 使用者は、前項の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに焼骨等を引きとり、納骨室を原状に復して返還しなければならない。
- 3 使用者が前項の規定による処置を行わないときは、市長において原状に復し、その費用を使用者から徴収することができる。
- 4 第1項の規定による取消しにより、使用者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、故意又は過失により、納骨堂の施設又は設備をき損し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、当該賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(岡山市金岡納骨堂条例の廃止)
- 2 岡山市金岡納骨堂条例(昭和44年市条例第58号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に編入前の灘崎町納骨堂設置条例(昭和46年灘崎町条例第142号)の規定に基づく納骨堂の使用を許可されている者及び廃止前の岡山市金岡納骨堂条例の規定に基づく納骨堂の使用を許可されている者は、第3条第2項に規定する使用者とみなす。

附 則(平成26年市条例第15号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る管理料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る管理料については、なお従前の例による。